

第2節

次代を担う子どもたちを
安心して育てるために

2-1 調布の自然の中で、子どもがのびのびと育つまち

施策 04

子ども・子育て家庭の支援

基本目標2

施策04

子ども・子育て家庭の支援

目的	対象	市内にいるすべての人、市内全域
意図		子どもが健やかに成長できる 多様なライフスタイルに合わせて、安心して子どもを産み育てることができる

□ 施策の方向

子どもが健やかに成長し、だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

□ 施策のポイント

- 多様な保育ニーズへの対応（保育園待機児童対策、学童クラブ入会保留児童対策、幼児教育・保育無償化への対応）
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実（母子保健施策と子育て支援施策との連携）
- 児童虐待の防止と早期発見に重点を置いた養育相談を充実させるための体制の検討
- 既存の学童クラブでは受入れが困難な重度の障害児が利用できる学童クラブの整備・運営
- 公立保育園における民間活力活用の推進
- 子ども・若者基金の効果的な活用の検討

基本的取組の体系

施策 04 子ども・子育て家庭の支援

基本計画事業

04-1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

ひとり親家庭等への支援 p.81

★ 出産・子育て応援事業 p.81

04-2 子どもの健やかな成長の支援

児童虐待防止センター事業の推進 p.82

発達障害児支援事業 [再掲] p.82

04-3 保育サービスの充実

★ 待機児童対策の推進 p.84

学童クラブ施設の整備 p.84

★ 重点プロジェクト2

□ 現状と課題

- 調布市では、「子どもは調布の宝、未来への希望」として子どもを地域社会全体で育てていきたいという願いを込めて、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である調布市子ども条例を制定し、平成17（2005）年4月から施行しています。
- 調布市子ども条例の理念を具現化するため、子ども・子育て支援法（平成24（2012年）8月制定）に基づき策定した調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）について、子育て支援に関するニーズ等を把握しながら、令和2（2020）年度からの次期計画を策定し、引き続き、計画に基づき子どもと子育て家庭を総合的に支援していく必要があります。
- 保護者が安心して子育てできるよう、これまで、子ども家庭支援センターすこやかや児童館の子育てひろばを中心に、相談体制や情報提供、子育て家庭同士の交流や学習の場の充実を図ってきました。
- 平成27（2015）年4月に、子育てカフェ「a on a」及び子育てひろば機能や一時的・定期的な預かり機能を有する「プレイセンターちょうふ」が調布駅南口に開設されました。引き続き、子育てを楽しいと感じることができるよう、市民やNPO法人等とも協働しながら、子育て家庭同士が交流できる環境づくりを進めていく必要があります。
- 核家族化や、コミュニティの希薄化などを背景に、子育て家庭の孤立化や家庭の育児力の低下、子どもの虐待が大きな社会問題となっています。子どもの健全な発育・発達を促すためには、疾病予防や、健康管理だけでなく、育児不安や負担感の軽減等のきめ細かな支援や地域での子ども・子育て支援を行う必要があります。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援について、子育て家庭の不安を和らげるため、子育て世代包括支援センター（保健センター・子ども家庭支援センターすこやか）を中心とし、引き続き、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組んでいく必要があります。
- 児童福祉法の一部改正（平成28（2016）年）により、地方公共団体は、人工呼吸器を装着している子どもなど日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされ、医療的ケア児の支援体制を整備していく必要があります。
- 東京都が平成28（2016）年8月から9月にかけて実施した「東京都子供の生活実態調査」の調査結果とともに、首都大学東京子ども・若者貧困研究センターの協力を得て、調布市の子どもの生活実態を明らかにし、必要な考察を得ることを目的に「調布市子どもの生活実態に関する分析報告書」を作成しました。
子どもの貧困の連鎖防止対策の充実と複合的な課題を抱える子ども・若者の自立支援の充実について、引き続き、子ども・若者総合支援事業「ここあ」を中心に効果的な取組を検討していく必要があります。
- 虐待に関する相談は依然として多く寄せられているため、引き続き相談事業の認知度向上に努め、虐待の未然防止に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、児童相談所、警察、医師会等の関係機関や地域との連携を一層深め、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。
また、児童福祉法の一部改正（平成28（2016）年）により、児童相談所と市区町村の役割が見直され、これまで児童相談所で取り扱っていた業務の一部を市区町村が担うこととされたため、相談体制の充実に向けた検討が必要です。
- 調布市では、子ども発達センターにおいて、就学前の子どもを対象に、発達支援事業や通園事業などを実施しており、一人一人の必要に応じた療育を行い、子育て家庭を支援しています。支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、関係機関と連携しながら取り組む必要があります。



子ども家庭支援センターすこやかの様子

- 保育園待機児童対策については、修正基本計画期間中（平成27（2015）年度～平成30（2018）年度）にこれまで認可保育園24園の誘致、開設等により、約2,000人の定員を拡大してきました。一方で、新規申込者数も増えており、平成30（2018）年4月時点での待機児童数は167人となっています。今後も、将来の保育需要を見据えた待機児童対策に取り組む必要があります。
- 東京都や関係部署と連携しながら、認可保育園と地域型保育事業所に対して実施している指導検査を継続していく必要があります。
- 児童の放課後の生活の場となる学童クラブについては、平成27（2015）年4月に施行された児童福祉法の一部改正を受け、対象児童を小学校6年生まで拡大しました。近年、児童数や学童クラブのニーズが増加していることから、今後も引き続き計画的に施設整備を進めるとともに、放課後子供教室事業ユーフォーとの一体的な運営を推進する必要があります。
また、既存の学童クラブでは受入れが困難な重度の障害児が利用できる学童クラブの整備を進めるとともに、開設後の適切な運営を行う必要があります。

□ 基本的取組の内容

04-1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

◆調布市子ども条例及び調布っ子すこやかプランに基づく子ども・子育て支援の推進

子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子どもを産み育てることができるように、調布市子ども条例及び調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）により、子育て世代包括支援センターを中心として地域全体で子どもの育ちと子育てを支援します。

調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）については、子育て支援に関するニーズ調査等を把握しながら、令和2（2020）年度からの次期計画を策定します。

◆すこやかを中心とした子育て支援

子ども家庭支援センターすこやかを子育て支援の中心的な拠点として、保護者が持つ子育ての不安を解消し、安心して子育てができるよう、相談事業や一時預かり事業、学習・交流事業などを行い、支援します。

◆学習・交流の場の充実

子どもの健やかな成長のために、保護者が子育てに関して学習する機会を提供するとともに、子育て家庭同士が交流できる事業を行うほか、子育て家庭が気軽に情報共有や交流ができる環境づくりに引き続き取り組みます。

◆子育て家庭の経済的支援

乳幼児と義務教育就学児に対する医療費助成を実施するとともに、児童手当を支給し、子育て家庭の経済的負担に対する支援を行います。また、幼稚園や保育施設等に通う子どもがいる家庭に対する支援については、幼児教育・保育の無償化による新たな制度を踏まえ、適切に対応していきます。

◆ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭など、特に配慮が必要な家庭について、経済的支援をはじめ、教育訓練や就労支援などの自立に向けた取組を進めます。

◆子どもの貧困対策の推進

経済的な困難を抱える家庭の子どもを対象に、進学や就職につなげるため、学習支援や相談・生活支援を行うなど、子どもの貧困連鎖の防止に向けて取り組みます。

◆母子保健の推進

出産前後の健康診査や相談と訪問、予防接種等の実施により、疾病予防を行うとともに、初期救急時の医療体制を整備し、子どもの健やかな成長を支援します。また、妊婦に対する保健師等の面接を行う「ゆりかご調布事業」、産後の母子に対する心身のケアを行う「産後ケア事業」や、生後4か月までの「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施するとともに、保健師の地域における相談をはじめとした様々な活動により、必要な支援や情報提供等を行います。

◆児童館子育てひろば事業の実施

地域における子育て家庭の子育てに対する不安の解消と子どもの健全な成長を支援するため、引き続き、市内11箇所の児童館において子育てひろば事業を実施します。また、「乳幼児施設連絡会※」を開催し、乳幼児に関する関係機関同士の顔の見える関係づくりを行い、地域における課題を共有します。

※乳幼児施設連絡会…地域の身近な子育て支援の拠点として、児童館が関係機関との連携強化を図り、地域で安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを目的に、児童館ごとに実施する連絡会
構成員：児童館職員、各児童館周辺の保育園や幼稚園など乳幼児関係施設職員及び民生児童委員等

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
子育て支援サービスに満足している市民の割合	59.4% (平成30(2018)年度)	70.0% (令和4(2022)年度)

基本計画事業

No.	12				
事業名	ひとり親家庭等への支援	区分	継続	担当課	子ども家庭課
事業の概要	ひとり親家庭、ひとり親家庭の20歳未満の子ども、ひとり親となることが想定される親及びその関係者に対し、日常生活や育児等に関する様々な相談、子育てサービスに関する情報提供、就労支援等を行います。 また、進学や就職につなげるための学習支援を行います。				
年度別計画	令和元(2019)年度 ○子育て支援サービス相談員（3人）、母子・父子就労支援専門員（2人）の配置 ○ひとり親家庭の学習・相談支援事業の実施 ○高卒認定試験合格支援・給付金事業の実施 ○通信制高校卒業支援給付金支給事業の実施	令和2(2020)年度 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	令和3(2021)年度 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	令和4(2022)年度 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	40	40	40	40	40

重点2

No.	13				
事業名	出産・子育て応援事業	区分	新規	担当課	健康推進課
事業の概要	すべての子育て家庭に対し妊娠期から専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減し、支援が必要な特定妊婦の早期把握・支援につなげることを目的として、利用者等のニーズを把握しながら、母子健康手帳交付と一緒に専門職による面接を実施するゆりかご調布事業や産後ケア事業を実施するほか、地域における専門機関等とのネットワーク構築を推進します。				
年度別計画	令和元(2019)年度 ○ゆりかご調布事業の実施 ○産後ケア事業の実施	令和2(2020)年度 ○継続 ○継続	令和3(2021)年度 ○継続 ○継続	令和4(2022)年度 ○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	27	20	20	20	20

●その他の主な事業

- ・乳幼児医療費助成
- ・義務教育就学児医療費助成

04-2 子どもの健やかな成長の支援

◆子どもの虐待防止対策

子ども家庭支援センターすこやかでの相談事業などにより虐待の未然防止に取り組むとともに、児童虐待防止センターを中心に関係機関と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。また、養育支援を充実させるための体制について検討します。

◆子どもの発達への支援

発達に遅れやかたより及びそのおそれのある子どもに関する相談等を行い、関係機関と連携しながら、子どもの健やかな成長を支援します。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
子ども家庭支援センターすこやかなどで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合	37.6% (平成30(2018)年度)	50.0% (令和4(2022)年度)

基本計画事業

No.	事業名	区分	拡充	担当課	子ども政策課
14	児童虐待防止センター事業の推進				
	事業の概要	子ども家庭支援センターすこやかにおいて、児童虐待防止センター事業を実施し、相談や通報の内容に応じて、児童相談所などの関係機関と連携し、迅速で適切な対応を行います。			
	年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	○いじめや虐待についての相談への対応(すこやか虐待防止ホットライン)	○継続		○継続	○継続
	○オレンジリボンキャンペーン等による児童虐待防止の周知及び啓発	○継続		○継続	○継続
	○調布市要保護児童対策地域協議会の運営	○継続		○継続	○継続
	事業費(百万円)	32	32	32	32

No.	事業名	区分	新規	担当課	子ども発達センター
36	発達障害児支援事業 [再掲]				
	事業の概要	子どもの障害や発達の遅れ、かたよりに関する相談に応じ、早期に適切な療育へつなげていくため、子ども発達センターを中心とした支援体制の充実を図ります。			
	年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	○児童発達支援事業の実施	○児童発達支援センター化 ・児童発達支援事業の拡充 ・居宅訪問型児童発達支援事業の開始		○児童発達支援センターの運営	○継続
	○調理室改修工事(児童発達支援センター化に向けた施設整備)				
	事業費(百万円)	318	306	311	311

04-3

保育サービスの充実

◆保育の質の維持・向上

子ども・子育て支援法に基づく市内の認可保育園等に対する指導検査により、保育・運営等基準の遵守、業務の適正化を図るとともに、認可外の保育施設についても、東京都と連携し、保育の質の維持・向上に取り組みます。併せて、保育士確保のため、就職相談会の開催や待遇改善等の支援を実施します。

◆待機児童対策の推進

子どもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用できるよう、認可保育園の整備をはじめ、年度限定型保育事業、幼稚園における一時預かり事業など、ソフト・ハード一体となった待機児童対策に取り組みます。

◆学童クラブ事業の充実

放課後の児童の安全な育成の場を確保するため、放課後子供教室事業（ユーフォー）との連携を図るとともに、条例で定めた学童クラブの設備及び運営に関する基準を踏まえた施設整備に努め、育成環境の向上に取り組みます。

また、既存の学童クラブでは受入れが困難な重度の障害児が利用できる学童クラブの整備を進めるとともに、開設後の適切な運営を行います。



学童クラブ事業

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
保育施設整備率※	49.4% (平成30(2018)年 4月1日時点)	55.0% (令和4(2022)年度)

※保育施設整備率…就学前児童人口に対する公的保育サービス（認可保育園、認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）、共同実施型家庭的保育事業（グループ型保育施設））の定員割合

基本計画事業

重点2

No.	15	事業名	待機児童対策の推進		区分	継続	担当課	子ども政策課
事業の概要	認可保育園等を整備・誘致するほか、多様な保育ニーズに対応するため、ソフト・ハードが一体となった待機児童対策に取り組みます。							
年度別計画	令和元(2019)年度 ○認可保育園の開設誘致2園 ○年度限定型保育事業の実施 ○小規模保育施設の認可化1箇所 (200人規模の受入数拡大)		令和2(2020)年度 ○認可保育園の開設誘致2園 ○継続 (200人規模の受入数拡大)		令和3(2021)年度 ○認可保育園の開設誘致1園 ○継続 (100人規模の受入数拡大)		令和4(2022)年度 ○認可保育園の開設誘致1園 ○継続 (100人規模の受入数拡大)	
事業費 (百万円)	669		638		330		322	

重点2

No.	16	事業名	学童クラブ施設の整備		区分	継続	担当課	児童青少年課
事業の概要	入会保留児童が多く生じている地域や児童の育成環境の向上が必要な地域について施設整備を行い、児童の安全な育成の場の確保に取り組みます。							
年度別計画	令和元(2019)年度 ○学童クラブ施設の整備 ・設計 1箇所		令和2(2020)年度 ○継続 ・設計 1箇所 ・整備 1箇所		令和3(2021)年度 ○継続 ・設計 1箇所 ・整備 1箇所		令和4(2022)年度 ○継続 ・整備 1箇所	
事業費 (百万円)	15		115		115		109	



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、家庭や地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。
- 事業者は、仕事と家庭の両立支援や子育て支援に関し有益な取組を行うよう努めます。

多様な主体との連携事例

○ 「こどもとフラット（カフェ、一時預かり及び定期利用保育、子育て広場）」 及び子育て応援サイト「コサイト」の運営支援

調布駅南口東地区の市街地再開発事業によって得られた市権利床を活用し、市内のNPO法人・社会福祉法人が子育て支援施設（カフェ、一時預かり及び定期利用保育施設、子育てひろば）を一体的に運営しています。

また、子育て応援サイト「コサイト」の編集部も施設内に所在しています。市と法人とで情報交換を行う中で、子育て世帯・子育て支援団体等の情報を得たり、イベント等を実施する際は、周知活動への協力を行っています。

【所管課】子ども政策課

【協働のパートナー】調布白雲福祉会、ちょうふ子育てネットワーク・ちょこネット



<プレイセンターちょうふ>
(一時預かり及び定期利用保育)



<子育てカフェ「aona」>